

令和 5 年 5 月 27 日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K13295

研究課題名(和文)新資料による1950年代インドネシアの華人をめぐる政治状況分析

研究課題名(英文)Analysis of the political situation regarding the Chinese in Indonesia in the 1950s using new material

研究代表者

松村 智雄(MATSUMURA, Toshio)

大阪大学・大学院人文学研究科(外国学専攻、日本学専攻)・講師

研究者番号：30726675

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文): 1950年代後半のインドネシアにおいて実施された諸政策は、結果的には華人迫害の様相を呈したものの、それは「インドネシアの枠組みを定める」一連の施策、つまり新生国家の人の枠組み(国籍)及び国土の枠組み(行政区画の再編と国境問題)という文脈で不可避的に生じた側面が明らかになった。また従来単線的に単純化されて理解されてきた「1959年政令10号」についても、その実施について国民議会内で様々な議論が展開され逡巡を伴ったものであったこと、また華人の強制退去についてはこの法令そのものというよりもそれ以前に定められた諸法令によるものである点など、より当時の複雑な政治状況に即した理解が可能になった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、華人迫害の文脈でインドネシアの華人の歴史の中で描かれてきた諸政策について、非常に単純化されて描かれてきたのに対して、それがどのような必要からどのような思惑から出てきた政策でどのように実施されたのであるか、という点について着目して、同時代の政治的文脈に十分に注意しながら理解を進めるというものであった。これまでの「経済のインドネシアか」、「華人迫害」という単純化された理解に対して、どう時代資料からどのようなことがわかるか、ということ問うことによって、インドネシア国家によってどうしてどのような施策が必要とされたのか、という点を問い直すことになった。

研究成果の概要(英文): Although the policies implemented in Indonesia in the late 1950s resulted in an aspect of persecution of the Chinese, this study elucidate that this was an inevitable aspect of a series of measures for setting the framework for Indonesia, namely in the context of nationality and reorganization of administrative divisions and border issues of the newly born state. In addition, the fact that the implementation of the Governmental Decree No. 10 of 1959, which has been conventionally understood in a simplified and linear manner, was accompanied by various debates and hesitations within the National Assembly, and that the deportation of Chinese nationals was based on various laws and regulations established prior to the decree rather than the decree itself. This study has enabled a better understanding of the complex political situation at the time.

研究分野：東南アジア、主にインドネシアを中心とする華人研究、現代史研究

キーワード：1950年代インドネシア議会議事録 インドネシア 華人 国籍 1959年政令10号

様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、インドネシアの華人を研究対象とし、同国で長らく外来の人々とみなされ、現地民とは区別されてきた華人の歴史を研究していた。インドネシアにおける華人の法的・社会的地位を検討するにあたり、以前から課題となっていたのは、インドネシアが新しい国家として出発して具体的な国家の枠組みを築き上げる 1950 年代に関する同時代文字資料の不足であった。この問題の存在により、上記のテーマについては大まかには把握されていたものの、当時の時代状況、インドネシアの政治家における議論に即してこれを実証的に検討する試みはなされていなかった。

2. 研究の目的

そこで本研究においては、1950 年代というインドネシア国家形成期の政治史の探究に焦点を当てた。この時期は、インドネシアが自前の国民国家を形成していく過渡期にあたる。そこで問題になったのが華人に対する処遇であった。彼らはそれまでオランダ領インドと中国の両方に属しており（二重国籍状態）、それをどのように解決したのかは国家の構成枠組みを理解する上で重要であった。そこで、1950 年代にインドネシアにおける華人の法的・社会的地位がどのように形成されていったのかを検討した。

3. 研究の方法

これまで本格的に資料として利用されてこなかった、1950 年代のインドネシア国民議会議事録を主資料として積極的に使用することで、この時代の華人を取り巻く政治状況を理解する際の資料上なブレイクスルーとした。

4. 研究成果

1950 年代には、インドネシアの華人の政治的帰趨（中国に帰属意識を持つのか、インドネシアに帰属意識を持つのか）、法的な帰趨（インドネシアあるいは中国の国籍の選択）が問題化した。その背景として「経済のインドネシア化」、「土着経済主義」の中で、明らかな外国資本であるオランダや欧米企業は当たり前のものとして排除され、接収される一方で、華人が掌握していたセクター（比較的中小企業、小売業、流通業）をどのように理解し、それに対してどのような施策を展開すればよいか、がしきりに議論されたということがあった。この問題に対して国民議会で議論された内容を論点ごとに述べると次のようになる。

（1）インドネシア国籍協商会（BAPERKI）の主張

議論の中で、インドネシア共産党と並び、華人の立場に立った BAPERKI は、「経済のインドネシア化」における華人の排除という政策自体に問題があるという立場を明確にしていた。華人の小規模な商業セクターは、排除する対象として間違っているというものであり、大企業を接収するのは賛成であるが、華人の存在は可能な限り排除はせず、インドネシア経済に役立てていくべきであるという主張を彼らは展開した。また、華人の県レベル以下での商業活動を禁じる 1959 年政令 10 号（PP10）の実施にあたっては、彼らを追放した後はどうするのか、その後、そのセクターを担うのは協同組合であるとされるが、ノウハウの蓄積はできているのか、実現可能であるのか、華人が担っていた役割を協同組合が担うための準備が本当にできているのかに懐疑的であった。準備が整わないうちに華人を追い出せば、インドネシアの経済は破綻するのではないかと、という実際的な主張もしていた。

（2）イスラム系政党、インドネシア国民党の主張

上記の主張に対して、PP10 を強力に支持するイスラム系政党、インドネシア国民党は、この施策は、華人の勢力をインドネシアから一掃するというよりも、社会主義的な社会（*masyarakat sosialis*）を達成するために必要不可欠なものであり、準備ができるまで待っているといても、いつになるかわからないし、スカルノ大統領の方針にも見合うものである上、インドネシアの理想の実現に不可欠であるという主張を行った。

（3）華人の強制退去（西ジャワ）のケースの理解について

西ジャワで地域限定的に発生した、華人の強制退去について、従来、これは PP10 の影響とされてきた。しかし実際の国民議会での議論を追うと、これは PP10 の影響というよりも、それ以前に出された 1959 年商業大臣令の実施という文脈が存在するという点が明らかになった（この点は、当時華人が発行していた中国語紙『生活報』の記事からも明白である）。

（4）ストモ提案及びゴンドクスモの PP10 修正案について

PP10 をめぐる議論は、華人のインドネシアでの立ち位置そして、中国との関係を考える上で大変重要なポイントである。これをめぐり、2つの立場をめぐって国民議会で議論が展開された。まず、ストモ提案であるが、これは中華人民共和国による、インドネシア華人への介入（特に

PP10をめぐる抗議等)を問題視し、それに断固として拒否するというものである。これは、華人をめぐる処遇に関しては、一切妥協せずに、インドネシア人中心の経済構造を構築するために華人を排除するという立場をとる。これに対して、ゴンドクスモ提案においては、バンドン会議(1955年)以来の中国との友好関係を重視し、それを悪化させるような過激な方策はとるべきではなく、華人の資本については、インドネシア経済の発展に組み入れていくことが肝要ではないかと主張している。これらの議論は、PP10の施行においては、それが施行された1960年に入っても依然として、その方針をめぐって議論が沸騰しており、その方針については明確な指針が定まっていなかった状況を示すものといえよう。当時の施策が単線的に実施されたものでは決していないことが裏付けられた。

(5) そもそもどのような問題に対処するために一連の施策は展開されたのか

そもそもの問題の発端は1955年選挙であった。この際に「選挙権は誰に与えるのか」ということと「誰が国民であるのか」という疑問は表裏一体のものであった。主権国家、民主主義ということ達成するということと、国民の範囲を定めるといことは同義であった。この選挙の前後において、誰が国民であるのか、在外投票をどうするのか、また国籍が定まっていない人はどうするのか、という議論が盛んになる。

そこで国籍を付与する際にどこまで国籍を付与して良いのかという問題にインドネシアは直面することになる。その際に、その忠誠の対象がインドネシアに限定されない人々をインドネシアに生まれたからと言って受け入れて良いかという問題が浮上する。そしてこれが後の国籍法(1958年)において血統主義が採用される背景となると考えられる。具体的な争点として「復籍」の問題が具体的に議論されていた。復籍問題自体はマイナーケースとも言えるのであるが、インドネシアの華人の国籍付与原則の決定方針にある程度の影響を与えたのではないかと、この復籍問題について見てみよう。

(6) 復籍問題について

インドネシア独立当初の国籍の原則(1946年)においては、インドネシアに継続して5年以上居住している人の子供についてはインドネシア国籍とみなされた。この点で、この時点では、出生地主義が適用されていたことは確かである。

ところが、血統主義をとっていた中国側の原則によって、この子供の国籍が親の国籍すなわち中国国籍になるケースが生じた。1950年代初頭に、親が意図的にインドネシア国籍を捨てた場合である。これはインドネシアではなく、中国への帰属を示す(新中国あるいは台湾の国民党政権への)ものであった。これに伴い、中国側の血統主義原則により、その当人の子供も中国国籍となってしまった。

BAPERKIの会長であり、当時国民議会議員でもあったシャウ・ギョクチャンはこのケースを取り上げ、子供がインドネシア国籍を親の代の選択のせいで取得できないのは人道的見地からよくないとして、彼らに対する特別措置としてインドネシア国籍を付与しなくてはならない、と主張し、これを「復籍」という特別ケースとして処理するという路線が確立する。その際、それまでの経過から、当該家族については自らインドネシア国籍を捨てた経緯があるため、彼らの「インドネシアへの忠誠」についてより厳しい基準を定めなくてはならない、という主張もなされ、その中で、より厳しい基準(ただそこで生まれただけでは国籍が取得できない)血統主義が選択されていくことになる。この原則はそもそも中国が先に適用して問題が発生しており、血統主義の選択と、「復籍問題」というのは十分にリンクしていると考えられる。

(7) BAPERKIの主張の要点

先行研究においても、BAPERKIは、華人もインドネシアを構成する一民族として捉え、その民族的出自を残したままインドネシアに統合されるべきであるという主張を行ったと整理されているが、それは当時の国民議会におけるシャウ・ギョクチャンの発言の端々からも窺えるものである。例えば彼は、華人の政治参加について言及し、もちろん華人は政治参加しているとはいえ、他の政治家の「飾り」に過ぎず、マイノリティーの権益を代弁していないと強調している。これは、華人の政治参加というものが、華人の権益を代表するものとして存在しなくてはならない、という彼の主張を背景としていられる。シャウは、華人を代表するという人々を国政に据える、政治参加することの重要性を強調している。これも民主主義的な選挙において、華人の声を反映させるためのものだと言える。インドネシア国民としての当然の権利を華人も行使できるような環境づくりが必要である、という主張である。インドネシアの公民、市民としての意識を涵養することが大切であり、それを持っている者は、その背景、出自に関わらず、インドネシア国民として受け入れよ、という主張を展開しているのである。

1955年選挙の際にもシャウは、華人については国籍を証明する書類は提示しなくてよい、すでに明らかであるから、という主張をしている(実際には投票の際に、華人が国籍を証明する書類を求められるケースが多発していた)。この混乱状態を収めるために、早期の国籍法制定を望むということ、誰が選挙権を持っているかということ、誰が国民かを考えるべきであると主張している。1955年選挙は国籍法制定へのエンジンとなったことは確かであろう。

(8) 「指導される経済」

「指導される民主主義」という用語は広く使用されているが、1960年当時の国民議会の議論の中でそれ以上に頻繁に使用される用語に「指導される経済 (ekonomi terpimpin)」というものがある。これは経済分野においても、指導される民主主義の時代適的な経済システムを表す用語として使用される。これは、インドネシア式社会主義 (sosialisme a la Indonesia)、公平で繁栄する社会 (masyarakat adil dan makmur) を実現するための経済システムとも説明されている。その達成のため、欧米企業の接収とともに、華人企業の扱いが議論されることになるのである。ここで重視されたのが、「土着経済主義」であるので、その実施のために国籍が重要課題として浮かび上がってくるのである。

(9) 「生粋のインドネシア人」という概念について

インドネシアの1945年憲法において、インドネシア大統領は生粋のインドネシア人 (Indonesia Asli) とするという条文があり、それがあがるゆえに、華人は生粋のインドネシア人ではない、という議論が生じたとされる。BAPERKのシャウは、このAsliの規定が、国民を差別する口実として用いられていると鋭く指摘している。シャウはこれを問題視し、これは人種主義的差別を助長するとして、この解釈について政府の見解を求めている。このAsliの語をめぐる問題は、スハルト体制崩壊後の華人の法的地位をめぐる問題、2006年の新国籍法制定においても、再度議論が集中した点であり、これは1950年代からすでに議論の対象となっていたことがわかる。

(10) 国家の枠組みを設定する

華人の国籍について議論され、PP10が制定され施行される時期はまさに、インドネシアが国家の枠組みを規定しようとする時期であった。例えば、国民議会の議事録(1959年)を見ると、パスポートを2つ以上持っている人への疑念、不信が表明される場面があり、二重国籍者に対する処罰、それが判明した場合にインドネシア国籍を奪うという原則が確認された。これと、華人の二重国籍解消条約の批准(1960年1月)は自然な流れとして受け止めることができるだろう。また、税金の徴収に関しても、この時期に詳細に具体的に議論されている。これとの関連もあるであろう。また、具体的には議事録には見られないが当時の報道では「外僑税」が導入されている。これも国家の枠組みを定める規定に分類できるであろう。さらに、外僑企業の登記についても厳格化されていく。これも彼らの経済活動に国家が管理を強めていく道のりと解釈することができる。

(11) 華人の教育に関して

華人の教育も国籍問題と関係する。インドネシア国籍を取得した華人については華人の経営する、中国語で授業が行われる学校に通うことが禁じられ、インドネシアのカリキュラムに沿ったインドネシア語で授業が行われる学校へ行くことが義務付けられた。一方、外国籍の華人については、逆にインドネシアの学校で学ぶことが禁じられた。このように国籍をもって、華人を二分する動きが進展した。これは華人の当事者あるいは周囲の関係者の、国籍についての意識を高めた。またこの施策によって、華人社会の中では、教育の機会が奪われるのではないかという危惧が抱かれた。

(12) 国籍証明書について

1960年から発行が始まったインドネシアの国籍を証明する書類について、当時は手数料が必要であったことから、BAPERKIなどは、これは無料で発行されるべきであり、この手数料を国家が収入の当てにすることがあってはならないと主張している。また出生証明書を得ることができない人がおり、彼らにも便宜を図ってほしいという嘆願をしている。

(13) PP10 施行後のビジョン

PP10によってインドネシア式社会主義が目指されたわけであるが、これによって華人の農村部で商業活動を禁じた後にどのようなビジョンが想定されていたのであろうか。具体的なプランとしては、華人を追放した後、それを引き継ぐのは協同組合 (koperasi) であるとされた。そのため、協同組合の組織化が図られた。特に流通部門について、協同組合を政府が全力で後押しすることによってインドネシア人による生産、流通の組織が成立することが期待されたのである。そこで、協同組合をサポートするために、政府として特別予算を計上するという議論もなされている。

(14) PP10 施行過程の地域差

1960年1月の議事録においては、インドネシア共産党が、PP10に対して批判的な論陣を張った。彼らは、インドネシアの華人の資本は積極的に国家建設に利用していけばよいのであって、闇雲に排除するのは賢明ではない、と主張した。またその後、その商業部門を引き継ぐとされた協同組合にしても、まだ準備ができていないとして、この政策は慎重に実施しないとインドネシア経済そのものを苦境に陥れることになることと警告している。さらに、大義名分としてインドネシア式の社会主義の建設を挙げているものの、実質は、華人を追い詰めて、中国に追いやるための施策なのではないか、それが目的なのではないか、彼らが勝手に出ていってくれるようにし、イン

ドネシアは一銭も出さずに華人を追い出す策なのではないかという意見さえも聞かれた。

また、PP10はこれまで西ジャワのケースを例外として、全国に画一的に施行されたという理解が主流であるが、これにも留保が必要であろう。各地域で別個の法律が制定されており、地域差に注意を払った理解がますます必要とされるであろう。

(15) 人道主義

BAPERKIとインドネシア共産党からは、この施策が非人道的であるという批判が多くなされた。華人にとっては、生まれ育った土地しか知らないし、その地に根付いて商売をしている、その現実に向き合えば、国家としては彼らにインドネシア国籍を与えるのが最良であることは議論の余地がない。しかし今政府が行っていることは彼らの唯一の生業を奪うという仕打ちであって、人道的な見地から正当化できるようなものではない。シャウもやはり華人の資本もインドネシアの国家建設に生かすべきという主張をしている。現況では、華人のせっかくの資本蓄積が無駄遣いされるだけである、とも述べている。

(16) イスラム系政党、インドネシア国民党の意見

イスラム系政党ナフダトゥルウラマーは、前出のストモ提案を支持し、特にインドネシアの民衆にとって死活的な農村部の経済分野についても華人による搾取の構造があり、これを放置しておくわけにはいかない、また華人が農業分野まで進出している状況は、「客が図々しくも客間だけでなく、奥のキッチンまで進出してくる」ようなものであり、許せないと述べている。

(17) 政府の見解

政府を代表して外務大臣のスバンドリオは、中国との親善関係の重視をあげている。すなわち国内の華人問題のために中国との関係が悪化することは避けたいという方針は明確にしている。その上で、中国との間で問題が生じたとしても、それがマネジブルである限りにおいてはPP10を推進する、という玉虫色の見解を表明するに留めている。

以上、詳細な点も含めて記載したが、総じて本研究は、華人迫害の文脈でインドネシアの華人の歴史の中で描かれてきた諸政策について、インドネシア国家の反華人、非合理という側面が強調されて、非常に単純化されて描かれてきたのに対して、それがどのような必要からどのような思惑から出てきた政策でどのように実施されたのであるか、という点について着目して、同時代の政治的文脈に十分に注意しながら理解を進めるというものであった。これまでの「経済のインドネシア化」、「華人迫害」という単純化された理解に対して、同時代資料からどのようなことが分かるか、ということ問うことによって、インドネシア国家がなぜ上記のような施策が必要としたのか、という点を問い直すことができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 松村智雄	4. 巻 1
2. 論文標題 Causes of lingering communist movement after Indonesia's September Thirtieth Movement: the case of border area between Sarawak and West Kalimantan	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Asian Ethnicity	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松村智雄	4. 巻 46
2. 論文標題 新刊書紹介：津田浩司・櫻田涼子・伏木香織編著『「華人」という描線 行為実践の場からの人類学的アプローチ』	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 東南アジア 歴史と文化	6. 最初と最後の頁 33-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 5件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 松村智雄
2. 発表標題 パネル「ボルネオ地域社会から華人を考える」趣旨説明、ボルネオ島の華人概説
3. 学会等名 日本華僑華人学会、2021年度研究大会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 松村智雄
2. 発表標題 Chineseness or Chinese Aspects in the Political Context of Indonesia: Indonesian Peranakan Intellectuals' Experiences
3. 学会等名 International & Interdisciplinary Workshop, "International Relations Within: Self-Complexity in Ethnic Conflict and Coexistence,"（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松村智雄
2. 発表標題 Reconsidering Binary Understanding of Ethnic Chinese in Indonesia based on interviews with Indonesian experts on China and Chinese studies
3. 学会等名 International & Interdisciplinary Workshop, "International Relations Within: Self-Complexity in Ethnic Conflict and Coexistence," (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松村智雄
2. 発表標題 インドネシアの華人理解の特色：インドネシア出身の中国・華人研究者への聞き取りに基づく考察
3. 学会等名 セミナー「“国民国家”インドネシア再考」(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松村智雄
2. 発表標題 International relocation of Chinese under the Cold War: A case of returned overseas Chinese from Aceh, Indonesia in Fujian Province, PRC.
3. 学会等名 国際ワークショップ「冷戦構造下、台湾海峡金門・馬祖島の歴史・民俗的研究」(招待講演)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 黄蘊・山本博之	4. 発行年 2022年
2. 出版社 京都大学東南アジア地域研究研究所	5. 総ページ数 79
3. 書名 東南アジアのナショナリズムと華人「同化」の実像(第2章執筆)	

1. 著者名 Chih-yu Shih, Prapin Manomaivibool, Reena Marwah	4. 発行年 2018年
2. 出版社 World Scientific	5. 総ページ数 372
3. 書名 China Studies in South and Southeast Asia: Between Pro-China and Objectivism	

1. 著者名 華僑華人の事典編集委員会、松村智雄	4. 発行年 2017年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 593
3. 書名 華僑華人の事典	

1. 著者名 Chih-yu Shih, Peizhong He, Lei Tang, Matsumura Toshio	4. 発行年 2017年
2. 出版社 中国社会科学出版社	5. 総ページ数 219
3. 書名 From Sinology to Post-Chineseness: Intellectual Histories, Chinese People and Chinese Civilization	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関